

南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、商工観光関連事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している中小小売・サービス事業者等の売上げの回復を図るため行う集客促進その他の新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費について、予算の範囲内において南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「商工観光関連事業者」とは、次に掲げる法人その他の団体をいう。

- (1) 南三陸商工会及びその下部組織
- (2) 一般社団法人南三陸町観光協会
- (3) 商店街組織その他の複数の小売業、サービス業、飲食業又は宿泊業を営む者で構成される団体（規約等により代表者の定めがあるものに限る。）
- (4) まちづくり会社、まちづくり協議会その他のまちづくりを目的として設立された団体（規約等により代表者の定めがあるものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるほか町長が適当と認めた団体

(交付対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする商工観光関連事業者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、令和3年2月26日までに町長に申請しなければならない。

2 申請書には、規則第4条第2項の規定により、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第5条 町長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当と認めたときは様式第2号により、補助金を交付することが適当でないとき様式第3号により、申請者に通

知するものとする。

(補助金の概算払)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事業の実施に必要なときは、規則第15条第2項の規定による補助金の概算払による交付を求めることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払による交付を求める交付決定者は、規則第15条第3項の規定により、様式第4号による概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項に規定する事業費補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、様式第5号によるものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助金の交付の対象となる経費に係る領収書等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、実績報告書の提出があったときは、実績報告書に記載のあった内容等を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、規則第14条の規定による補助金の額の確定を行うものとする。

2 規則第14条に規定する通知は、様式第6号によるものとする。

(補助金の返還)

第9条 規則第17条第1項又は第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、様式第7号によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月15日から施行する。

別表（第3条関係）

事業	この要綱の施行の日以後に行われるマップ、クーポン券、先売り商品券等の販売、デリバリーシステムの構築、集客イベントの実施、感染症対策に係る勉強会の開催その他のソフト事業とする。ただし、宮城県における当面の新型コロナウイルス感染症対策が示された日（令和2年3月2日）からこの要綱の施行の日までの間において実施された事業であっても、当該事業の実施又は効果がこの要綱の施行の日において継続しているものと認められる場合は、これを含む。
経費	報償費、旅費、賃金、消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料、賃借料その他必要と認められる経費
補助額	補助の対象となる経費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が1,500千円を超えるときは1,500千円とする。

様式第1号（第4条関係）

南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金交付申請書

年 月 日

南三陸町長 様

所在地

名称

代表者職・氏名

⑩

南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金の交付を受けたいので、南三陸町補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他 ()


様式第2号（第5条関係）

南三陸町指令第 号

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

年 月 日付けで申請のありました南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規
事業導入支援補助金については、金 円を交付します。


年 月 日

南三陸町長 

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

南三陸町長 

南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金交付申請の却下について（通知）

年 月 日付けで申請のありました南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金の交付については、下記の理由により却下します。

記

様式第4号（第6条関係）

南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金概算払請求書

年 月 日

南三陸町長 様

所在地
名称
代表者職・氏名

㊞

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付の決定の通知があった南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金について、下記のとおり概算払により交付願います。

記

交付額	金 円
理由	
希望する 交付方法	口座への振込 ・ 金融機関名 ・ 支店等名 ・ 預貯金種別 ・ 口座番号 ・ 口座名義人

様式第5号（第7条関係）

南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金実績報告書

年 月 日

南三陸町長

様

所在地

名称

代表者職・氏名

印

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付の決定の通知があった南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金について、事業が完了したので、その実績を下記のとおり報告します。

記

事業に要した経費	金 円
経費の内容	
添付書類	・ 事業実績書 ・ 収支清算書 ・ 領収書等の実際の費用を確認できる書類 ・ 購入した物品等の写真（又は写真データ）
その他	既交付（概算払）の有無 有（ 円） ・ 無

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

南三陸町長



南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金の額の確定について
(通知)

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付決定した南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金については、南三陸町補助金等交付規則第14条の規定により、その額を金 円に確定します。

様式第7号（第9条関係）

南三陸町達第 号

所在地
名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで交付の決定をした南三陸町新型コロナウイルス感染症対策新規事業導入支援補助金については、南三陸町補助金等交付規則第17条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

南三陸町長



記

概算払額	金	円
確定額	金	円
返還額	金	円
返還期限	年 月 日	